

「家族」の誕生

岡本朝也

— ディスクールの成立と構造 —

○ はじめに

家族は、個人によって主観的に定義されるものであると同時に、社会において集团的に定義されるものでもある。本稿では、家族が社会的に規定される様相を把握しようと試みる。考察にあたっては、論文や法律、教科書や提言などに現れる家族の姿を問題にしたい。近年の家族社会学にあつて、あまり注目されてこなかったこの分野に着眼するのは、それが家族を理解する上での鍵となると考えるからである。

家族を、意識や言及といった面から理解しようとするとき、三つの水準が想定されうる。その第一は、日常生活における相互作用の水準であつて、このレヴェルでは、行為者は自らが家族的関係の内にあるか否かを（明確には）意識していない。第二の水準は「私的な言説」とでも呼びうるレヴェルであつて、ここでは、行為者が自らの日常生活を対目的にとらえ、それを家族的関係の中に位置付けてはいるが、その理解は一般化・抽象化されているわけではない。「生活実感」と呼ばれるものがこれである。そして、第三に、ここで分析の対象にしようとしている、「公的な言説」の水準が想定され

る。これは、日常生活を超えるレヴェルでの理解のことであつて、この水準では一般化された形で家族が定義され、理解される。

従来、家族社会学は第一の水準を観察することで第三の水準を形成・修正し、そのことによつて第二の水準を解釈・批判しようとしてきた。しかし、一九八〇年代の半ばごろから、このような手法に対して疑問が持たれるようになる。理論が常に観察に先行していることが意識されはじめるのである。こうした疑問は、「近代家族論」と「主観的家族論」という二つの学派の流れとなつて現れた⁽¹⁾。これらの学派は、いずれも第二の水準にその活動の領域を求めた。生活者の対目的な理解の中には、「家族」という概念が含まれているから、それを通時的・共時的に分析することは、理論を先行させることのない、純粹な観察を可能にするものであつたのである。

「近代家族論」と「主観的家族論」は、このようにして私的な言説の水準に注目し、公的な言説に対しては、それをいわば無縁のものとして扱い、分析の対象とせず必要に応じて批判のみを行う、という姿勢を取つてきた。私は、そのようなあり方に異議を申し立てたいと考える。公的な言説は、私的な言説と無関係なものではなく、それに重大かつ決定的な影響を与えるものである。

第一に、公的な言説は、全体としての社会システムと密接に関係しているということを指摘しなければならない。この水準は、国家・市場・資本といったものと相互にかかわり合い、政策や社会変動を介して日常的相互行為の水準と影響を交換する。したがつてこのとき、公的な言説は間接的に私的な言説と関係しているのである。第二に、公的な言説は基本的な部分で私的な言説と関係している。人が、ある特定の他者と(たとえば性的関係のような)特別な関係のある程度持続的に持つことがありえること、および、その関係や相手方の当事者を他と区別することがありうること、は、家族社会学において与件とされてよい。しかし、その関係に「家族」という名が付けられることは、学の外部にあること(自然・内発的、心理学的であること)ではない。行為者の意識において、複数の関係がひとつの名のものにまとめ上げられるためには、先行する抽象的な概念の存在が必要とされる。そして、(少なくとも)近代社会においては、この超越性は公的な言説の

水準に求められざるをえないのである。

公的な言説は、もちろん、日常生活における相互作用を秩序づけ、意味付けるものとして現れる。一方、公的な言説は日常の生活にとって異質な、社会システムの論理と構造の中から生み出されてくるものでもあり、それゆえに日常生活における非反省的・即自的な認識との間に、常に齟齬感を生じることにもなる。私的な言説は、この齟齬感を調節・解消しようとするものであるとも言えるであろう。以下において論証するように、「家族」は明治維新の後に成立した概念である。その概念は、近代的・資本主義的な社会システムに極めて適合的であり、おそらくは不可欠ですらあった。このため、近代の日本社会は、「家族」という概念を含みこんで成立した。そして、そのような社会において、超越的な存在としての「家族」が「家族的主体」とでもいいうるようなものを生み出す。私的な家族言説は、このようなプロセスをへて造り出されるものだと考えられる。このとき、「家族」は「いくつかの人間関係を『家族である』と呼ぶこと」として、言い換えれば人間関係という「地」の上に描かれた「図」として、捉えられる。

「家族のディスクール」を、フーコーに倣って「家族に関して言われたこと・書かれたこと（言表）」の総体であり、かつ、あらたな言表を造り出すものでもある、と考えると「フーコー一九六九—一九九五、p.一九二」、私的な言説は、ディスクールの現実へのインターフェイスであると考えることができよう。それゆえ、私的な言説の集成から、個別的な部分を取り除けば、それは公的な言説と重なるものとなり、逆の操作は現象面での「家族」の姿をあらわにする。

私的な言語の領域を入念に探求し、現象の表面とディスクールの輪郭をともどもに描き出すことは、有意義な学的営為である。しかし、ここでは、そのような極めて複雑かつ困難な論考は行わない。本稿で行おうとしていることは、もつとずつと単純である。本稿では、全ての基底をなす、公的な言説の姿を、単純素朴に描写しようと試みる。もちろん、行うべき分析の量は膨大であって、今の時点ではとても完遂することは望めそうにない。今回記述するのは、研究のきわめて初歩的な部分、すなわち、ディスクールの成立（形成Ⅱ編制）に関する分析である。

一 分析の水準

本稿が分析の対象とするのは、一九世紀末の日本における家族の言説であり、具体的には種々の刊行物を素材として利用する。⁽²⁾この選択は、三つの理由に基づいている。日本を選んだのは、一つの言語共同体および政治的統一体の境界を越えるような分析枠組みを持たないために、地域を限定せざるを得ず、かつ言説分析を行ない得るほどに精通している言語が私にとっては日本語のみであったためである。一九世紀末という時代区分は、ディスカールの成立時点を分析するために選ばれた。このことは、ディスカールの起源の問題を解決し、通時的にその範囲を理解する、という二つの目的を満足するものであった(一九世紀末という時代区分を設定するに当たっては、当然のことながら資料を十分に検討した)。刊行物を研究の対象としたのは、公的な言説の様相を検討するためである。

本稿は、十九世紀末の日本を対象とする分析である。上野千鶴子が指摘するように、一九世紀末から二〇世紀初旬における思想・社会の潮流と現在の我々との関係に対しては、三つの立場が存在する。それらは、「戦前と戦後の断絶を強調する『断絶』史観」「上野一九九八、p.二六」、「戦前と戦後の連続性を強調する『連続』史観」「前掲書、p.一七」、そして、これら二つが「戦後体制の正当化のために戦時下の状況をなにか『逸脱』視、『異常』視している」「前掲書、p.二六」ことに異をとらえ、戦時体制を内包するかたちで近・現代史をとらえようとする「ネオ連続史観」の三つである。家族に関して採用されてきたのは、「断絶」史観であった。過去の理論と現在の学術的考察との断絶を盲信するこのような解釈は、時として、極めてナイーブな、結果として何事をも批判しえないような考察を生み出してきた。本稿では、現在の我々が知っているような、*「真の」*「家族」像を過去に投射し、そこから逸脱する理論を「イデオロギー」と呼んで批判するような方法を取らない。行いたいのは、現在を知るために過去を理解することであって、過去を非難することで現在を正当化することではない。本稿で試みるのは、思想そのものに語らせ、その様相を観察することである。そして、そのようなことを

可能にするものとして、ディスカールの理論が選り取られる。フーコー「フーコー一九六九—一九九五」によれば、ディスカールは、そのテーマにおける対象の選択・言表の主体の位置の選択・一つの言表と他の多くをつなぐ論理構造・主題の選択の総体であり、かつ、（先行する諸言表による可能性の限定という形で）新たな選択を作り上げるものでもある。つまり、ディスカールは言表からなる構造、または自ら構造化する構造なのであって、その運動は他のディスカールとの相互作用と自らの内部構造に左右される。以下の各節では、このような考えに基づいて、対象が一つのテーマのもとに結合され、論理構造が造り上げられ、新たに言表が生み出されてゆくさまを記述する。

最後に、翻訳の問題、すなわち、日本語共同体の外部で成立した概念が持ち込まれ、流通させられたのではないかとする主張、について触れておきたい。以下の記述において、この問題は完全に無視されているが、それは、このようなことが本研究には影響を及ぼさないと判断したからである。ディスカールを構造として捉えるという立場からすれば、あらゆる思想・概念を検討する上で重要なのは、それが言説の連関に組み込まれるか否かということ、およびその概念ないし思想と関連する言表と他の言表との関係だけである。それゆえ、ある概念が「自主の」ものであるか「外来の」ものであるかは、考慮にいれる必要はないのである。

二 「家族」の不在

今日の、我々が「家族」の名で呼んでいる、人間関係のカテゴリに関する認識は、一八九〇年ごろまで、一つのディスカールに編制されてはいなかった。いいかえれば、その当時には「家族」は存在しなかったのである。もちろん、その当時にしても、日本には、父・母・子などからなる親族システムが存在していたし、結婚・離婚・養子縁組といった諸制度もあり、血縁や婚姻で結ばれた人々が生活と生計を共にする習慣も行われていた。しかし、制度や習慣は、それ自体では単なる分散であるに過ぎない。問題となるのは、それがいかなるディスカールに編制されていたのかということ、すな

わち、当時における認識である。このように考えたとき、一九八〇年以前の資料には、二つの顕著な特徴が見出される。その第一は、「家」や「家族」のような記号が、今日我々が知っているのとは異なる指示対象を持つていること、第二はそれらの用語が、我々が知っているのとはちがうやり方で用いられていること、である。

この節では、一八六八年以降・一八九〇年までの「家族」の様相を検討する。分析に入る前に、まず、ここで用いる用語を明確にしておきたい。ここでは、我々が知っているようなそれを「家族」という表記で表す。「家族」は（後で述べるように）一八九〇年から一九〇〇年にかけて成立した概念である。千田が指摘するように「千田一九九七」、一九四五年までの時期においては、「家」という語は「家族」と明確に区別されていたわけではなかった。そこで、これを「家」と表記することにする。一方、家族や家という言葉は、一八九〇年以前にも用いられていた⁽³⁾。それ以降のものと区別するために、これらの用法を「家」 ∇ 「家族」 ∇ と表記することにする。

それでは、まず、『人事慣例集』を参照しよう。ここに展開されるのは、各道府県の何と各省のそれに対する回答によって形成されるひとつの均質的な言説である。それらの官僚的対話がなされたのは一八七三年から一八九八年までの時期（戸籍法施行から明治民法施行までの時期とほぼ重なる）であって、そこに、当時の認識の一端をうかがうことができる。

〔宮城県伺（明治五年十一月二十九日）〕

士民共戸主相果男子無之女子戸主と相立、追々夫を迎候共戸主に相立ずして家族へ編入致ても可然哉〔自治館一九一一、p.五〕

〔愛知県照会（明治二十四年五月二十日）〕

第一項 戸主の父自己の妻を離婚し其身は他家へ入夫分家し妻は生家へ復縁す。然るに其妻たりしものは戸主の実母に付、孝養の為追て家族に引取を得うるは……〔前掲書、p.四八五〕

〔福岡県伺（明治二十八年十月三十日）〕

第三、養子戸主の家族額書及肩書に養字を冠せしむるは祖父母、父母及兄弟姉妹に限るべきや〔前掲書、p.六五三〕

宮城県の場合は、おそらく、儒教的官僚用語の影にひっそりと塗りこめられた姉家督の取り扱いについての疑義である。しかし、ここで我々の目を引くのは、△戸主と▽戸主でないものとしての△家族▽というものの存在であろう。愛知県の場合は、これらの用語の意味内容がさらに明確になる。ここには、△戸主▽と△家族▽とは、共に△家▽なるものに属することが示されている。一方、福岡県の伺いは、△家族▽には、戸主の血族および姻族が含まれることができ、さらにそれ以外のものが含まれることを示唆する。

次の例は、一八八〇年代に書かれた二冊の啓蒙書から得られたものである。

「今や民間親子同居の有様を観察するに、戸主の威権際限なく、所有物の有無、金銭の貸借等、家政の進退、家族その端倪を窺ふことを得ず、…故に戸主の爲す所…親として之を咎めず、妻として之を争わず、子として之を咎めず…」〔斎藤一八八三、p.四二八〕

「…戸主は一家の君主なり。妻子眷族は一家の臣下なり。戸主は家族を保管し、家族は戸主に保管せらる」〔植木一八八九、p.三四八〕

ここでは、△戸主▽と△家族▽の関係を確かめることができる。それはすなわち、権力関係なのである。そして、同様に目を引くのが、△親子同居▽△家政▽△戸主▽△親・妻・子▽という概念が、相互に独立したかたちで提示されているということだろう。△親子同居▽と△家族▽との間につながりは見出されないうし、△家族▽は△親・妻・子▽との間にかわりを持たない。

このように、△家▽は血族関係を中心とし、ある程度の外延をもつ同居集団、およびそれに付属する諸関係であると考えられていた。△家▽には△戸主（又は家長）▽と呼ばれる一人の支配者がいるものと考えられ、この支配者に支配される立場にある人々を指し示す用語として△家族▽という語が使われた。これらの観念は、今日の我々が知っているようなものとは異なっている。それは、これらの観念が単なる定義でしかなく、他のディスクリールの要素としてのみ機能しており、今日「家族」が果たしているような認識論上の構造化作用を一切行っていないからである。今日の我々にとって、

「家族」はある種の主体である。人が家族にまつわる自らの行動を理解・決定するとき、最も重要であるのは、「家族である」という自己認識であつて、個別の地位・役割への自己の配分は、家族への帰属が確認された後に行われる。つまり、「家族」が人に権利や義務を割り当てているのである。しかし、今考察の対象としている時代にあつては、論理の展開はそのようではなかった。この時代には、人はまず第一に妻・夫・子のような地位を獲得し、その後、いわば二次的に「家」に属していたのである。以下の例は第一が保守的な立場からの、第二が改良主義的な立場からの、第三が急進的な立場からの発言であるが、いずれもこの論理に基づいている。

「人の則る所は天にあり。；只夫れ汝の行ふ所は報徳に在り。汝の則る所は天に在り。則汝の父母、子、兄弟、姉妹も并、只天に則らんとす。斯の如きときは、一家意志を一にして、毫も相争う所なし」〔岡田一八八五、p.一二八〕

「仰々夫婦親子兄弟真に能く和合して一家を経営せば、外倫を致すの夫婦なく、内垣に闘ぐの兄弟なく、愉然として業を取り、快乎として悦を来し、蝨羽振々家産の勃興これより計る可く；」〔斎藤一八八三、p.四〇七〕

「家は個人に対して無限の専制権を有す可き乎、子は父の資本たる可き乎、餌食たる可き乎、慈とは子を役して自ら安楽するの謂ひ乎、孝とは自から殉じて一家を孝養するの謂ひ乎」〔徳富一八九三、p.四四六〕

一八六八年から一八九〇年までの間に出版されたどの論説をとつても、「家」や「家族」を議論のいわば関数として使っているものはない。それらの諸論のなかでは、人の権利や義務は、半ば経験的・伝統的に規定されていて、超越的な制度によって人々に配分されるのではない。「家」ですら、まだ、一個の経験的な制度であるにすぎない。この時代には、それらをひとつの構造のもとに統合し、他の構造と連結するようなディスクールは見られず、分散はいまだに単なる分散なのである。

三 民法典論争

一八八〇年代から一八九〇年代にかけての時期に、さまざまな分散から「家族」が形成し編制された。その契機の最大のものが民法典論争である。民法典論争は、一八八九年から一八九二年にわたって法律家の間で交わされた一連の議論の総称である。それらの議論は、一八八八年に起草され、一八九〇年に公布、一八九三年に施行される予定であった民法典（一般に旧民法と称される）を巡るものであった。論争の結果、民法典の人事編の施行が見送られることとなり、さらに、一八八八年の民法（明治民法と称される）によって人事の規定が全面的に改められたことは、良く知られている。

一般に考えられているとは違って、「家族」に関する議論は、民法典論争そのものの中ではさほどの分量を占めていない⁽⁴⁾。しかも、論争の参加者たちは、最右翼に属する穂積八束（民法の法文先づ、国教を排斥し、家制を破滅するの精神に成り）（傍点ママ）「穂積八束一八九一a、p.三九二」から最左翼で論を張った水町袈裟六（延命論者が唯一の論鋒として挙示するものの如きは空論の最も甚しきものなり）「水町一八九二、p.二六七」にいたるまで、「家族」に関しては「民法があるべき家族の姿を擁護するか破壊するか」という一点に集中して論を展開したにすぎなかった。あるべき「家族」の姿そのものについての議論は行われることがなかったのである。

にもかかわらず、この論争は「家族」のディスクールの形成し編制の端緒をなす論文を生み出したという点で重要である。家族のあるべき姿についての説得力のある説を示されたとき、人々は進んでこの説に依拠するようになり、ついにはその説の「所有権」についての争いすら起きるようになった。

家族のディスクールは、議論の中で反復され、確固たるものになったのである。

一八九一年、積積八束は「民法いにて忠孝滅ぶ」「耶蘇教以前ノ欧州家制」の2本の論文をあいっいで発表し、民法典論

争に参入した(ただし、二本の論文は、一部を除いてほとんど同一のものである)。この論文と、それに続く数本の論文のなかで、穂積八束は次のように主張した。

かつて、人類社会では「各家の神聖なる一隅に常火を点して家長之に奉祀す」という習慣がおこなわれていた。その火とは「所謂家神なり。祖先の神霊なり。事細大と無く之を神に告ぐ」というものであった。それゆえ「是れ幽界の家長にして、家長は頭世に於きて祖先の霊を代表す。家長権の神聖にして犯すべからざるは、祖先の霊の神聖にして犯すべからざるを以てなり。家族は長幼男女を問わず一に其威力に服従し一に其保護に頼る」(穂積八束一八九一b、pp.二四二—二四三)⁽⁵⁾「家族が家父の保護の権力に服従するは祖先の威力に服従するなり」(穂積八束一八九八、p.四三三)という状態となった。一方、祖先は「肉体存せざるも、其の精霊なお家に在りて家を守護す」という役割を果たし、いわば互酬的な関係がそこに成立する。

しかし「家神は其子孫にあらざれば之を守護せず」(穂積八束一八九九b、p.二四二)。したがって「祖先を崇拜し其威霊に服するは家を成すの原因たり」(穂積八束一八九八、p.四三三)となり、ひいては「家を維持して家系を絶たざるは…祖先に対する家長の義務」(穂積八束一八九二a、p.二八〇)であるということになる。また「家」は、祖先に対する祭祀の場ともならなくてはならない。それゆえに「家」は土地所有の主体となり、「其ノ居住スル家屋」(前掲書、p.二八一)に対して主権を行使するものとなる。

また、男系の親族法のもとでは「女子独立して家を維持することを得ず、其の夫若くは其の男子の監督の下にあり」、そのため「男子と女子との間に家制上の地位の等差ある」という状態が現出する。あるいは「家」は子孫の産出を要求して「家長は娶らざることを禁じ、子なきときは其の婦を去るの理由と」するような法を定めさせることになろう(前掲書、pp.二八〇—二八一)。

さらに、家族関係は、祖先の崇拜をも生み出す。祖先崇拜は、自らに影響を与えるものを崇拜することであり、それは「権力を崇拜したるものならん」。権力関係は、父と子との関係をその第一のモデルとする。子は父の命令に従うように教育され、親を尊敬・崇拜するようになる。そうなれば「我は父の子なり、父は祖先の子なり」という認識が生まれ、祖先の崇拜が発生する

ことになるであろう。すなわち「法則の源は家族の關係に存するものと言うことを得る」〔穂積八束一八九二b、pp.二六二—二六三〕のである。このとき「家は法律關係の主体」〔穂積八束一八九八、p.四三一〕となる。

これよりも少し後の時期に、穂積陳重（八束の兄）も同様の趣旨で講演を行っている。穂積陳重の論は、穂積八束の論よりも難解なところが少ないので、簡単に要約しておこう。

人々は祖先を崇拜するが、それは団結の維持のためである。「親子の間は情愛が厚いが、祖父と孫との間はまだ幾分か薄い。遠ざかれば遠ざかるほど薄く、従兄弟同士は尚ほ薄い……それならばどうしたら宜いものかと云ふと、血統を基礎として団結をどこまでも保つて行くと云ふには、血の流れ出る本源を明かにすることが必要である。それを大変大切なものとする必要がある。……斯の如き必要からして祖先を祭ると云ふことが出来て来て、小にしては一家の祖を祭り……（傍点ママ）〔穂積陳重一八九六、pp.三〇五—三〇六〕。

祖先の祭りをするためには、**△家▽**は「墓地、廟所」〔前掲書、p.三二二〕に対して主権を行使するものとなる。そしてもちろん、血統を維持するためには、「一夫・数妻の風俗は広うございませうが、是れも祖先を祭る人を造るのが一つの公然たる理由であります」（傍点ママ）〔前掲書、pp.三一五—三一六〕という手段をとる必要が生じてくる。

四 ディスクールの構造

穂積兄弟の立論の中に、相互に関連する三つの構造要素と、三つの認識論的な場が見出される。

第一に見出されるのは「祖先教の場」である。祖先教の場において、祖霊はそれが**△家▽**を庇護し、血縁の団結を保証する限りにおいて戸主—家族關係の存在を支えるものとなる。一方、戸主—家族關係は、それが祖先を崇拜するための形式であるという点において、祖霊の存在を保証するものとなる（なぜなら、祖霊は崇拜されなければ存在することはできないのだから）。「祖霊—子孫」關係の側からは、祭祀権のような形で「権力關係の原理の付与」がおこなわれ、「戸主—家族関

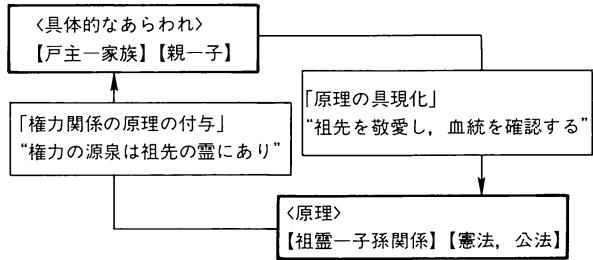


図1 祖先教の場合

係」の側からは、祭祀や崇拜の実行、戸主—家族関係の秩序の維持という形で「原理の確認・具現化」がおこなわれることになる(図1)。このとき、祖霊—子孫関係は祖先教の「原理」▼となり、戸主—家族関係はその原理の「具体的なあらわれ」▼となるということができよう。

第二に見出される場は、「家の場」である。祖先教の原理は、つねに無条件で発現されるわけではない。祖先教の形式が成立するのは、それらの血統のものが集団を形成していることすなわち「家」が存在する限りにおいてである。「家」のあるべき姿が、祖先教の条件となる。「家は」血統を絶やしてはならず、土地と家屋を所有していなければならぬ。しかしながら、「家」と祖先教の関係は、そのように一面的なものにとどまるものではない。もし「家」が祖先教の与える原理を満たさなくなったら、その「家」は求心力を失い、もはや「家」ではなくなるであろう。このとき「家」は祖先教に全面的に依存しているように見える。けれども「家」が消滅することは、一面において祖先教そのものの死をも意味することになる。神は、常に崇拜者を必要とする。「家」を維持するための形式を規定することは、祖先教を維持することにもなるのである。

このとき、一方から血統の維持の要求という形で「形式化の原理の提供」がおこなわれ、他方からは祭祀を維持するための「家」の維持によって「原理の形式の維持」がおこなわれている(図2)。つまり、ここでも、祖霊—子孫関係が「家の場」に対して「原理」▼となる。そしてまた、もう一方には「家」という「形式」▼が存在することになるのである。

第三の場は、「形式」▼によって規定された形式(血統を絶やさないための、土地を所有するための)を現実のものとする場である。これは、「家内の場」と名づけることができよう。この場においては、「形式」▼があるべき人間関係の形式を提供して、家長が家族に君臨したり、父と子の間に権力関係が生じたりすることを正当化する。一方「具体的なあらわれ」▼は

これを現実のものとし、そのことによって形式を維持するのである(図3)。
 したがって、家族のディスクリールの構造とは、現実の平面と原理の平面とが媒介項を通じて相互に維持しあうものであるということができよう(図4)。このとき、「祖先教の場」は全体をいわず俯瞰的に捉えたものになるわけである。

五 ディスクールは定着する

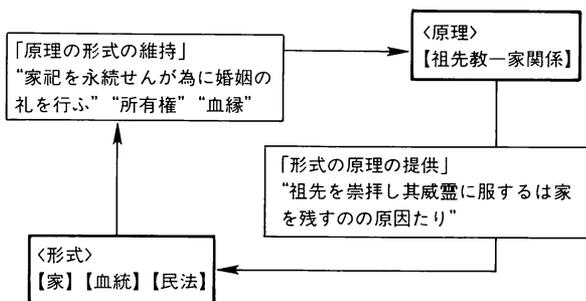


図2 家の場

穂積八束らの説は、「家族」(「家」)を歴史的・抽象的なものとした解釈であった。このことの意味は極めて大きい。伝統的・経験的なものであった「家」が、抽象的な「家族」(「家」となったこと)によって、それが一つの審級として確保されるようになったのである⁽⁶⁾。この審級はただちに、民法典の可否という水準を超えて機能しはじめた。例えば、穂積陳重は祖先教の原理を明治憲法の統治原理(すなわち天皇による統治)に拡大しているし「穂積陳重一八九六、p.三一」、穂積八束は「家」が家屋と祭祀の場所を維持することに所有権の源泉を見出し「穂積八束一八九一b、p.二八二」、戸主と家族の関係の中に権力関係一般(公法関係一般)の源泉があるとす「前掲書、p.二七五」。

民法典論争を通じて、穂積八束の家族理解は、ついに反駁をうけることはなかった(穂積八束の民法理解が問題とされることはあったが「たとえば、和田守一八九一、梅一八九二も同趣旨のことを述べている」。この論争の後、ディスクールは完全に定着した。このことは、たとえば、一九〇一年の『法学新報』問答欄に現れた以下のような言表「成るべく男子をして戸主たらしむることは我国家族制度の本体に合し殊に慣習の在するものあるが為なること疑ふべきにあらず」【奥田一九〇一、p.七九】によって確認することもできる

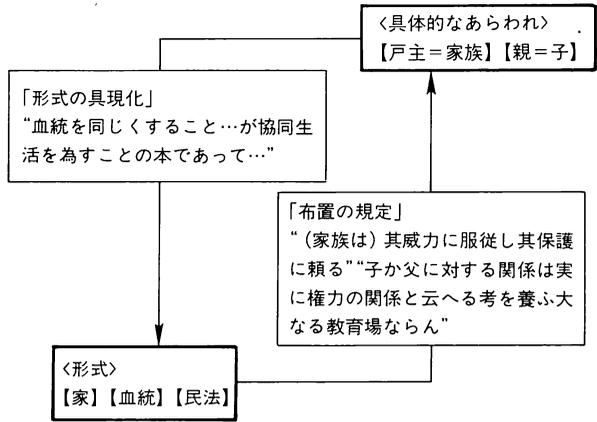


図3 家内の場

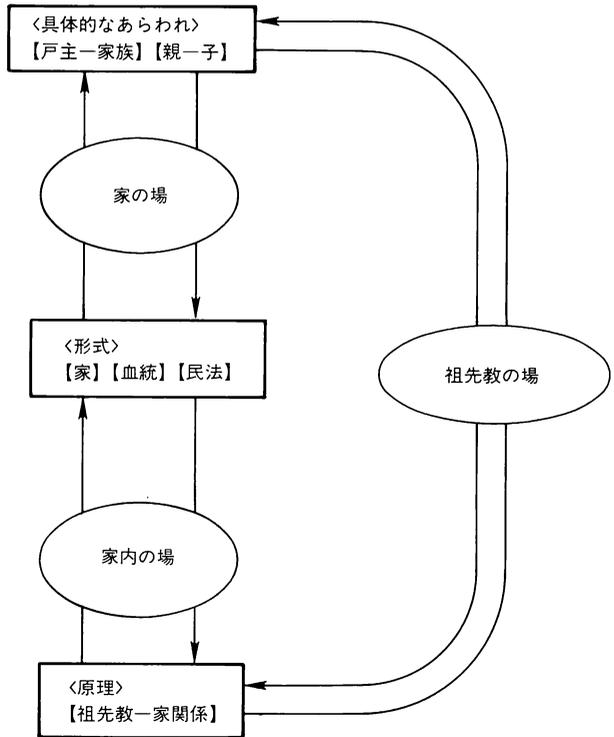


図4 家族のディスコース

し、それより少し後に梅謙次郎が行った講演録に現れた以下の言表によっても確かめることができる。「何故に斯く何れの国に於ても未開若くは半開の時代に於いては必ず養子制度が存して居るか」と云ふと、是は祖先の祀を断たぬと云ふことが此制度の目的である、幼稚なる社会に於ては祖先教に重きを云ふことは是は東西各国に於て皆事実である」(「梅一九〇五、p. 三三」)。

もちろん、これは「祖先教」の概念が定着したということの意味するわけではない。諸説のうち、穂積八束らの説に直接言及するものは、むしろ少ない。しかし、どの場合でも、三つの要素からなる構造はつねに手付かずのままであった。

この構造は、法学にとどまらず、社会学の領域でも見出すことができる。たとえば、建部遯悟の説には、「夫婦関係の實質」(その関係の目的のことである)が「夫婦関係の形式」(一夫多妻や一夫一婦といったもの)を媒介として「社会」(社会進化的な意味合いにおける社会)を支え、「社会」がまた「夫婦関係の實質」に原理を与えるという構造を見出すことができる[建部一九三二]、戸田貞三の「家族団体」(家族成員とその諸関係)―「家産」(家が所有する財および職業)―「家族精神」の三者関係にも、同じ構造が見られる[戸田一九二四a、および、一九二四b]。更には、森岡清美の定義[森岡・望月一九八二]にですら、類似の構造を見出すことができるのである。

それゆえ、この三要素からなる構造が、家族のディスクールの内部構造である。なお検討の余地はあるが、一八九〇年以降、現在にいたるまでの家族にかかわる論説は、おそらく、全てこの構造の上に成立するといえるであろう。

六 対象の形成Ⅱ編制

「家族」のディスクールの定着は、穂積八束らの直接的影響によつては説明されない。もちろん、「家族」を論じようとする者に対する穂積兄弟の影響が少なからずあったことは確かだろう。しかしそのようなことだけでは、多様なヴァリエーションが常に同一の構造を有していることは説明できない。穂積八束は影響力の大きな学説を作り上げたというよりも、ひとつの場を切り開いたというべきであろう。その場は、それまでの歴史的過程のなかで形成された幾つかの力を統一するもので、潜在的に形成が期待されていたものであった。

民法典論争が終了した直後に書かれたいくつかの論考は、穂積の影響かあるいは「家族」のディスクールを成立させたのと同じ力の影響のもとに成立したと思われる。一方、それよりもはるかに下った時代にされた論考は、ディスクールの構造化作用のもとに同じ構造を受け継いだのであろう。その際、どのような外の力がディスクールに働きかけているのかは、今の時点では不明である。しかしながら、成立時点に関しては、分析を進めることが可能である。家族のディスクールの

ルが一つの構造にまとめあげたような人間関係が、対象として選ばれたのはいかなる機制によるのか。言説の水準にあっては、四つの「外の力」をあげることができであろう。

第一の力は、支配の論理である。明治政府は明確な革命理論を持たない革命政権であった。彼らは何かを変えなければならぬことは知っていたが、どう変えるのかまで理解していたわけではなかったのである。そのため、明治体制はその根幹に著しい混乱を抱え込むことになった。人間関係の領域もその例外ではない。混乱はすでに明六雑誌の段階において観察される。

最も初期の段階においては、明六雑誌では女性の社会的地位の改善が論じられている。⁽⁹⁾ いわゆる「男女同権」論である。「代表的なものとしては、森一八七四―五」。そこで提唱されたのは、夫が妻を酷使することの禁止、夫婦関係の契約化、妾の廃止、娼婦の廃止、養子の廃止、女子教育の推進、であった。このとき、「女性の権利」としては、「妻が夫の愛情を独占し、心おきなく自分の子供を養育できる環境を整える」ということのみが言われているということが重要である。

女性の権利をそのように狭い範囲に限定して捉えたことの影響は、一年も経たないうちに明らかになる。妻妾論登場の翌年である一八七五年には、「女権国」アメリカのレディーファーストの風習がいかに滑稽なものであるかという論「加藤一八七五」、妾は急に廃止すべきでないし、男の権利が女のそれより大きいのは身体的条件からいって当然であるという論「阪谷一八七五」などが誌上をにぎわすようになった。この「反動」の事情を最も良く説明するのは、「男女同権」というのは、欧米諸国においても、人権・物権・契約権などに限られており、立法・司法・行政の「公権」の分野においては女性の権利はまったくなくない。夫婦の関係においては差はないかもしれないが、男女においてそれがない訳はない」という津田真道の主張「津田一八七五」である。この主張からは、女権論の「暴走」に歯止めをかけようという姿勢が読み取れる。わずか一年の間に、権利の概念が想像もしなかったほどに拡張してしまったのである。

明六社の論客たちが遭遇したのは、ある意味で明治思想に典型的な問題であったといえるかもしれない。総じて、この

時代の思想家（および為政者）たちは「主権者としての民衆」という概念を理解することができなかつた。革命の理念からして民衆が自由で参政権を含むあらゆる権利を持つていなければならないことは認めていても、愚鈍で教育不足であまりにも東洋的な民衆が自分たちの未来を自由に選択して体制側の方針に叛旗を翻すことを認める気は全くなかつたのである。自由を唱えつつそれを抑圧するという矛盾から生み出されたのが、この時代に広く用いられた「人には固有の能力というものがあり、その能力に応じた役割を果たすのが社会正義にかなう」という論理である。『夫婦同権論』がこの論理の応用であることはすぐに理解できる（その意味で、「女は二流市民とみなされる」という上野千鶴子の指摘「上野一九九八、pp.二六―二七」は全く正しい）。もちろん、「それがどんな能力であり、どんな役割であるのか」ということは明確に説明されなければならぬ。これが一八七〇年代後半から一八八〇年代にかけて、社会秩序や社会の進歩（明治体制において絶対的に善である）と信じられたもの（一つ）と育児および家事を結びつけて論じる諸説「中村一八七五、坪井一八七五、川尻一八八四などを参照」が次々に生み出されたことの背景である。法的や社会の秩序と関係するこの領域は、穂積八束の登場までに精緻な理論化に向けて開かれていたのである。

第二の力は、ジェンダーの論理である。この時期には、ジェンダーの境界を脅かしかねない主張、すなわち『国家・社会を富ませるといふ善なる命題と、女性の権利の拡張は両立されうろ』という主張がなされはじめていた。この最も極端な例が福沢諭吉の論説で、彼は時事新報社説「福沢一八八五」において次のように主張した。

日本人の人種を改良するには色々な方法がいわれているが、女性の精神を活発にし、身体を健康にして、よい子孫を生み出させるという方法がある。

女性の精神を活発にする方法は二つある。その第一は、より大きな責任を負わせて独立心を養成することであり、そのためには女性に財産権とより大きな財を与えるのが良い。第二は、性的欲求不満を解消させることである。これには、女性に浮気や離婚、再婚の自由を与えることである。具体的には、結婚と同時に新たな姓、新たな家族が創立されるようにし、財産権も夫婦で平等になるようにするのがよい。

民法典執筆者の一人で、施行に積極的であつた梅謙次郎が、離婚が多すぎることを施行を急ぐべき理由として挙げてゐること「梅一八九四、pp.八一—八二や、女権論の中で表明される「東京裏店世界」（そこには我々が江戸・明治のものとして知つてゐるようなかなり自由な性風習が存在してゐたと思われる）に対する異常なまでの敵意「阪谷一八七五や長嘆子一八七七、p.一六四など」を考慮するとき、この主張がどのような衝撃をもつて受け止められたかは想像に難くない。こうした「放埒さ」を許容しないというイデオロギー的前提が、家族のディスクリブルを強く拘束してゐたといつても、重大な誤りを犯したことにほならないであろう（反面、福沢の家族観はディスクリブルの中に受け継がれることはなかつた）。

第三の力は、政治体制である。ここでは、有賀長雄の『増補 族制進化論』⁽¹⁰⁾「有賀一八九〇」を参照しよう。ここで、有賀は次のような説を展開してゐる。

原始乱婚制から母系制に基づく氏族が生まれ、その氏族が、狩猟から農耕に移るにつれて男性を中心とする家族に分裂する。母系制に基づく氏族は、略奪婚（妻はすべからず略奪してくるべきものである、とする婚姻制度）を採用するので、原理的に外婚制を取らざるを得ない。つまり、中国でいう「姓」に相当する。一方、男性を中心とする家族は、後に大家族となり「氏」に展発するが、この集団は略奪婚制度を脱してゐるので、原理的に外婚制になるべき理由を持つてゐない。日本では、姓に基づく婚姻の禁止が存在しないが、このことは日本民族がすべて同氏に属することを証明するものであり、つまりただ一人の祖先を共有してゐることを意味する。

有賀のこの主張は、穂積八束が「民法いにて忠孝滅ぶ」と「耶蘇教以前ノ欧州家制」で展開した「欧州各国は、太古から存在する祖先教の制度を、キリスト教の伝来とともに見捨てて、個人制度の国となり、大混乱に陥つた。一方、わが日本は祖先教原理を固持したので、皇室の支配によくすることができ、幸福であつた」という主張に受け継がれることなるであらう。

最後の力は、長子権である。民法典論争の前後にあつては、この言葉は、長子単独相続を意味してゐた。ここでは、それに反対し（したがつて均等分割相続を支持してゐた）ボアソナード「ボアソナード一八八八」と、彼に激しく反論した木内重

四郎「木内一八八」の論点を要約しておこう。

ポアソナードの主張は、

「長子権は、祭祀などの宗教上、あるいは王位継承などの政治上の事情から生み出されたものであって、今日では正当性を失っている。分割相続にして家産が四散したとしても国家にとつての害は少ない。また、長子権は長子でない子供の権利を損なうものであって、たとえそれが慣習であつても認めるべきではない」

というものであつた。一方、木内は

「分割相続には、多大なる欠点がある。とりわけ、徳川幕府が何百年もかけて作り上げた、独立の精神を發揮し愛国の義氣熾盛なる中等民、階級を（財産の細分化によつて）崩壊させてしまふ。子供の権利などというが、*「天賦人權の説」*などはフランス革命前ならいざしらず、今ではすっかり崩壊している。子供の態度によつて扱いに差をつける親にとつて当然であつて、むしろこれを制限することこそ、権利の侵害である」

と主張した。この力は、家族のディスクールの中に、家産の概念と所有権の源泉の概念とを生み出すことになるのである。このような四つの力の影響を指摘するに際しては、それが、単一の源泉から生み出されたものではないということを強調しておかなければならない。支配の論理、ジェンダーの論理、政治体制、長子権、はすべて別の体系に属する諸力であつて、それらが「旧体制」的なるものに一律に属しているように見えるのは、家族のディスクールに対する革命（不完全なものに終わった二度目の革命と、今だ進行中である二度目の革命）を経験した我々の、イデオロギー的偏向によるものである。

家族のディスクールを生み出す力は、単一の源泉のみから生み出されるものではない。それら、「旧体制」「封建制」の残滓のみから生じるのではなく（天皇制や性別役割分業を、そのようなものとして捉えることはできないであろう）、もちろん、「革命」の成果だけからもたらされるものでもない（支配の論理やジェンダーの論理が明治維新の自由主義的側面に合致するものであるということはない）。

家族のディスクールの成立は、あらゆる歴史的過程を含みこんだ、ただ一度の出来事である。それは、法則性や必然性

に還元することはできず、他の時代、他の場所における諸力の配置状況とひきくらべることもできない。それゆえ、単にそのディスクリールが存在しつづけているということだけをもって、いわば外挿法的に、現在における諸力の存在を推定することもまた、つづしまれなければならないであろう。我々に許されるのは、ただ、慎重に地層に分け入り、注意深く分析を続けることのみである。

七 中絶—五つの課題

以上で、「家族」のディスクリールの構造と形成Ⅱ編制の記述は終了した。ここで、この論考を中絶することにした。本稿は依然としてその本質において未完成であるので、結論を示すことはできない。残されている検討課題を列挙することで、結論に替えたい。

第一の課題は、権力に関するものである。家族のディスクリールは、 \wedge 私的 \vee な生活分野と全体社会とを結びつけ、そこに対して、伝統を参照し、観念を集成し、変革を提言し、法律を適用すること（すなわち、介入すること）を可能にするような言説の場を形成するものでもあった。このことを含意はまだはつきりとした形をもたないが、少なくとも、この後の時期において、「家族」に関する知が、権力とある種の関係を持ちつづけることは確かであるように思われる。より一層の、通時的な検討が必要であろう。

第二の課題は、ディスクリールの内部構造に関するものである。家族のディスクリールの内部では、現実の平面と原理の平面がひとつの媒介項をつうじて結び合わされている。一方、ディスクリールⅡ構造体の表面においては、この媒介項こそが問題とされているのである。このような思考の形式は、社会科学および社会なるものの知全般の思考に、極めて良く似ているように思われる。こうしたことが何を意味するのかが検討されなくてはならない。

第三の課題は、成立した後の家族のディスクリールが、他の諸ディスクリール（たとえば、国民、福祉、衛生といったもの）と

の間に結ぶ関係の問題である。この問題もまた、よりマクロな視点から検討されなければならない。

第四の課題は、家族のディスコースがその上で作用する諸系、すなわち、「家族されるもの」の問題である。家父長制、親密性、家庭、愛、などに代表されるこれらの系は、もちろん、それ自体のディスコースを持っている。それらのディスコースのあるものは「家族」と無関係に存在しつづけ、あるものは「家族」に影響され、あるものは「家族」の成立によって出現した。したがって、これらと家族との関係係も検討の対象にされなければならない。

第五の課題は、家族のディスコースと密接に関係する、「物質的」な諸条件である。これらのものとして考えられるのは、居住環境、産業構造、市場経済体制、などであるが、こうしたものの存在と変化が家族のディスコースにどのような影響するかは、当然のことながら慎重に検討されなければならない。

注

(1) 近代家族論の理念がもつともよく現れたものとしては、落合「一九八五」を参照。主観的家族論に立場については、山田「一九八六」。また、田淵「一九九六」にもよい考察がある。

(2) 本稿では、引用した資料について、以下のような表記上の改変を行なった。まず、漢字カタカナ混じり文はすべて漢字ひらがな混じり文に改めた。更に、旧字体の漢字は原則として現行のものに改めた。「トモ」「コト」などの特殊な表現もすべてひらがなに改めた。また、句読点のないものや現行のものとは異なった句読点の規則を持つものなどは、すべて現行のものに改めた。なお、これらの改変によっても、原資料のもつ意味は一切損なわれていない。

(3) 家族という言葉そのものの用例の追求は本稿の目的とするところではない。しかし、念のために付記すれば、それが(意味内容はともかく)「市民権」を獲得し始めるのは一八八〇年代に入ってからであるように思われる。明治維新(一八六八年)以前にもこの語が使われた形跡はあるが、ヘボンの手になる「和英語林集成」(一八六七年発行)には「家族」は登場せず、「FAMILY」は Kanai, kenzoku, uchiwa などの訳語が当てられている(飛田・菊地、一九九六、に収録の原著写真版(p.三四)、および同書 p.二〇五)。一八七二年発行の『和英語林集成(再版)』には、「家族」が「Family, all the members

of family] [へボン一九七〇、p.二七]と云う訳語とともに掲載されているが、“FAMILY”に対応する語としてあげられているのは、[kanai no mono, kanai-ju, uchi-wa, kenzoku, iye-suji, shurui] などの語である。

一方、一八八六年発行の『集成・増補 和英語林集成』には、『戸主 (The master, or head of a house) (くボン、一七七四、p.三三五)』、家長 (The head of a house of family) [へボン一九七四、p.三八]が初めて掲載され、“FAMILY”の対応語になかに、“kazoku”の文字が見出される [前掲書、p.八三五]。

(4) およそ六〇本ほどの当時の論文のなかで、明確に家族に言及しているものはほんの数本であるにすぎない。めるのみである。しかも、紙幅のすべてを用いて家族の問題を論じているものはほんの数本であるにすぎない。

(5) なお、この文献は、冒頭の一部 (引用範囲には含まれていない) を除いて前出の「民法出でて忠孝亡ぶ」と同一である。(6) これは、家族に関する学が誕生したことを意味してもいる。多かれ少なかれ啓蒙主義的であった▲家▼に関する語りはこれ以降、急激に学術的となり、やがて社会学にひきわたされることになるひとつの場をかたちづくった。

(7) 岡村「一九〇六」がそのひとつの例である。岡村によれば、「家族制度行はれ、一家内の権力は悉く戸主の総覧に帰」するの、祖先教のためでなく、古代の社会では「妻子家族は戸主の力に頼りて僅かに生存することを得る者にして、未だ独立の人格を有」しないからである [前掲書、pp.三六一—七]。しかし、彼の説も穂積八束の説と同じディスクリブルに属しており、同様の構造をもっている。そのことは「戸主の扶養義務は歴史的事情の結果にして、昔戸主が共有に係る家産を管理し、其の収入を以てて家族を扶養した制度に本づく」 (前掲書、p.五二) と述べられていることから明らかである。

(8) 森岡は例示の形で定義を示すため、その背後にある論理装置を抽出することは困難なのであるが、一応の解釈を以下に示す。

森岡の定義は、「家族は、夫婦を中心とする血縁者が第一次福祉機能の実現のために形成する同居集団であって、福祉機能は同居することによって実現される」と要約できる。この同居に理由を与えているのは、成員間の情緒的絆であり、絆は血縁関係に依存する。「家族の人間関係は、…近親としての愛着に基づいた非打算的な感情融合が支配していることが多い。少なくとも、それが家族の人間関係にたいして希求されていることはたしかである」 [森岡・望月、p.四]。一方、福祉機能と情緒的絆の間にも、同様の関係が存在する「家族においては、こうした機能も家族員の幸せのためになされ」 「家

族のなかで表現される情緒的満足…は広くかつ深い」〔前掲書、p.5〕。すなわち、「同居集団」と「第一次福祉機能」とが「情緒的絆」を媒介にして通じ合っているということが出来る。

(9) もちろん、明六雑誌は「家族問題」の専門誌ではない。その関心は多岐にわたっていて、ここでとりあげたような種類の論文は、せいぜい一〇本に一本程度の割合で掲載されているに過ぎない。

(10) これは、最も早い早期に家族という用語を集団の意味で使用した文献でもある。なお、この文献は一八九〇年の増補版であるが、初版（一八八四年）からの異動を正確に追跡することができる。本文で要約した箇所は、変更が行なわれていない部分である。

書誌

Foucault, M, 1969, *L'archéologie du savoir*, Editions Gallimard, 1995, ミシェル・フーコー, 『知の考古学』, 中村雄二

郎訳, 河出書房新社

Hepburn, J. C, 1867, A JAPANESE AND ENGLISH DICTIONARY: WITH AN ENGLISH JAPANESE INDEX,

SHANGHAI, 平文先生編訳, 一八六七, 『和英語林集成』, 横浜(飛田良文、菊地悟, 一九九六, 『和英語林集成初

版訳語総索引』笠間書店, に収録)

——, 1872, A JAPANESE-ENGLISH AND ENGLISH-JAPANESE DICTIONARY: SECOND EDITION,

SHANGHAI, 平文先生編訳, 一八七二, 『和英語林集成』, 横浜(J. C. Hepburn, 一九七〇, 『和英語林集成』再

版]復刻版』, 東洋文庫, に収録)

——, 1886, A JAPANESE-ENGLISH AND ENGLISH-JAPANESE DICTIONARY: THIRD EDITION,

TOKYO, 平文先生編訳, 一八八六, 『修正・増補 和英英和語林集成』, 東京(J. C. Hepburn, 一九七四, 『和英

語林集成』[第三版]復刻版』, 講談社, に収録)

有賀長雄, 一八九〇, 『増補 族制進化論』(クレス出版, 一九八九による復刻版)

植木枝盛, 一八八九, 『いかなる民法を制定すべきや』, 『国民の友』六〇, 六一(海野福寿、大島美津子編, 一九八九, 『家と

村」、岩波書店、に収録)

上野千鶴子、一九九八、「ナシヨナリズムとジェンダー」、青土社

梅謙次郎、一八九四、「法典二就テ」『国家学会雑誌』八—八四

——、一八九二、「法典実施意見」、『明法誌叢』三(星野通編、一九六九、『民法典論争資料集』、日本評論社、に収録)

——、一九〇五、「養子論(講演)」『法学志林』七卷二—三号

岡田良一郎、一八八五、「報徳学齐家談 上」(海野福寿、大島美津子編、一九八九、『家と村』、岩波書店、に収録)

岡村 司、一九〇六、「親権ト戸主権」『法学志林』八卷三—号

奥田義人、一九〇一、「推定家督相続人タル女子ト同一家籍ニ在ル男子トノ婚姻」、『法学新報』一六卷二—号、法学新報社

落合恵美子、一九八五、「近代家族の誕生と終焉」『現代思想』一—三五、青土社

加藤弘之、一八七五、「夫婦同権ノ流弊論」『明六雑誌』三—

川尻寶岑、一八八四、「内部文明論」(一九八六、『明治前期婦人問題重要文献Ⅲ』、湖北社、に収録)

木内重四郎、一八八八、「長子権論ヲ読ム」『国家学会雑誌』二—一七、一九

斎藤捨蔵、一八八三、「齐家新論」(海野福寿、大島美津子編、一九八九、『家と村』、岩波書店、に収録)

阪谷素、一八七五、「妾説ノ疑」『明六雑誌』三—

自治館、一九一—『人事慣例集』、(クレス出版、一九八九、による復刻版)

千田有紀、一九九七、『日本家族社会学の知識社会学』、第七〇回日本社会学会大会における報告

建部遯吾、一九二二、『普通社会学』、金港堂書籍、(訂正第七版。初版は一九〇四年発行)

田淵六郎、一九九六、「主観的家族論」、『ソシオロゴス』二〇、ソシオロゴス編集委員会

長嘆子「男女悪徳弁」(朝野新聞一八七七年一月七日)(山口美代子編、一九八九、『資料』明治啓蒙期の婦人問題論争の周

辺)、ドメス出版)

津田真道、一八七五、「夫婦同権弁」『明六雑誌』三五

坪井仙次郎、一八七五、「女子に告げる文」『民間雑誌』九(山口美代子編、一九八九、『資料』明治啓蒙期の婦人問題論争の周

辺』、ドメス出版、に収録)

徳富蘇峰、一八九三、『家族的専制』(海野福寿、大島美津子編、一九八九、『家と村』、岩波書店、に収録)

戸田貞三、一九二四a、『親子中心の家族の特質』、『思想』三四(河合隆男編、一九九三『戸田貞三著作集』第一巻、大空社、に収録)

——、一九二四b、『家系尊重の風習に就いて』、『丁酉倫理会理講演集』二六三(河合隆男編、一九九三『戸田貞三著作

集』第一巻、大空社、に収録)

中村正直、一八七五、『善良ナル母ヲ作ル説』、『明六雜誌』三三

福沢諭吉、一八八五、『日本婦人論』(山口美代子編、一九八九、『資料』明治啓蒙期の婦人問題論争の周辺)ドメス出版、に収録)

ポアソナード、ギユスター、一八八八、『長子権論』、『国家学会雜誌』二一一五、一六

穂積陳重、一八九六、『祭祀と法律』(一九三三、『穂積陳重遺文集』第二冊、穂積奨学財団、に収録)

穂積八束、一八九一a、『民法出でて忠孝亡ぶ』、『法学新報』五号、(海野福寿、大島美代子編、一九八九、『家と村』、岩波書店、に収録)

——、一八九一b、『耶穌教以前ノ欧州家制』、『国家学会雜誌』四一五四

——、一八九二a、『家制及国体』、『法学新報』二三、(上杉慎吉編、一九一三、『穂積八束博士論文集』、東京、に収録)

——、一八九二b、『祖先教ハ公法ノ源ナリ』、『国家学会雜誌』五一六〇(上杉慎吉編、一九一三、『穂積八束博士論文集』、東京、に収録)

——、一八九八、『家』ノ法理的観念』、『法学新報』八五、(上杉慎吾編、一九一三、『穂積八束博士論文集』、東京、に

収録)

水町袈裟六、一八九二、『法典実施意見書ニ対スル弁駁』、(星野通、一九六九、『民法典論争資料集』、日本評論社に、収録)

森有礼、一八七四―五、『妻妾論一―五』、『明六雜誌』五一八、一一、二七

森岡清美・望月 嵩、一九八二、『新しい家族社会学』、培風館

山田昌弘、一九八六、「家族定義論の検討」『ソシオロゴス』一〇、ソシオロゴス編集委員会
和田守菊次郎、一八九一、「穂積博士民ヲ誤解ス」、「法治協会雑誌」四、(星野通編、一九六九、『民法典論争資料集』、日本評
論社に収録)

(関西大学大学院 社会学)